

視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案 概要

第一 総則

1 目的

全ての視聴覚障害者等が円滑に情報の取得・利用・意思表示・意思疎通（以下「意思疎通等」）を行うことのできる社会を実現するため、施策を総合的・計画的に推進

2 定義

- ①視聴覚障害者等：視覚障害、聴覚障害、言語機能・音声機能の障害その他の障害のため、意思疎通等に支障がある者
- ②視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段：手話、点字、触手話、拡大文字、筆記、音声、平易な表現その他の視聴覚障害者等の意思疎通等の手段
- ③意思疎通支援者：手話通訳、点訳、盲ろう者向け通訳、要約筆記、文字通訳、音訳を行う者等

3 基本理念

- ①共生社会の実現
- ②本人が選択する視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の利用の機会の確保

4 国及び地方公共団体等の責務（国、地方公共団体、事業者、国民）

5 基本計画等

- ①政府による基本計画の策定義務
- ②都道府県・市町村による計画の策定努力義務
※ 障害者政策委員会等からの意見聴取
- ③法制上の措置等

第二 基本的施策

1 保健、医療及び福祉等に係る体制整備

- ①視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段を用いることのできる医療従事者等の確保等
- ②教育における人的体制・物的条件の整備（教職員の確保、教材の充実等）
- ③視聴覚障害者等の意思疎通のための手段による職業相談等

2 公共的施設の利便性の向上等

- ①公共的施設における視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段による情報の提供等
- ②スポーツ、文化芸術等に関する活動における視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段による情報の提供等

3 国及び地方公共団体による視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段による情報の提供等

- ①災害時における視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段による情報の伝達等
- ②選挙等における配慮（円滑な投票のための情報の提供等）
- ③司法手続における配慮等（円滑な権利行使のための配慮等）
- ④相談支援における視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段による情報の提供等
- ⑤事務事業の遂行における情報提供

4 意思疎通支援者の確保、意思疎通支援機器の研究開発等

手話言語法案 概要

第一 総則

1 目的

手話がろう者にとって日常生活・社会生活を営む上で重要な独自の言語
→ろう者の手話の習得の機会の拡大及び手話文化の継承・発展を図るため、施策を総合的・計画的に推進

2 基本理念

- ①ろう者の意向を尊重した手話習得支援
- ②手話文化の継承・発展

3 責務・手話の日

- ①責務：国、地方公共団体
- ②手話の日（9月23日）

4 手話基本計画等

- ①政府による基本計画の策定義務
- ②都道府県・市町村による計画の策定努力義務
※ 障害者政策委員会等からの意見聴取
- ③法制上の措置等

第二 基本的施策

1 第一言語としての手話の習得に対する支援（乳幼児期からの習得に係る情報提供等）

2 音声言語習得後の聴覚障害に係る手話の習得に対する支援

3 手話の能力を有する教職員の充実等（ろう者である教職員の養成等）

4 手話の習得・手話文化の保存に関する調査研究等

5 手話文化に係る国際交流（ろう者同士の国際交流等）